

県立精神医療センターの富谷市移転と宮城県の 一連の動きについての問題点

一般社団法人宮城県精神科病院協会

1 精神障害者地域包括ケアの霧散

宮城県が誇るべき精神障害者地域包括ケアは、県立精神医療センターの移転により霧散し、その被害は県南部の当事者や支援団体に及ぶばかりでなく、全県の精神医療保健福祉の質の低下を招きます。県が提唱する新設民間精神科病院でも、これを補うことはできません。

2 児童・思春期の治療・連携に不安

現在、宮城県こども総合センター（名取市美田園）と連携し、児童・思春期の治療（外来・入院）を行っていますが、移転後、スムーズな連携ができるか大きな不安があります。また、県南部で児童・思春期を診療する医療機関は宮城県こども総合センター以外なくなります。新設民間精神科病院では児童・思春期の治療を想定していません。

3 当事者への説明不足と障害者権利条約違反の恐れ

移転施策を決めるに当たって必要な当事者の会・家族会から正式な意見聴取を行った形跡が見受けられず、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」を重要概念とする障害者権利条約違反の恐れがあります。

4 精神医療保健福祉の専門家意見の無視

宮城県精神保健福祉審議会において、出席した知事は「審議会の意見に関わらず移転を進める」と発言しました。精神保健福祉法で定められた審議会そのものの存在意義を否定し、ひいては精神保健福祉法を否定することになります。

5 新民間精神科病院の公募は、精神科医療の流れに反する

宮城県第7次医療計画では、全県で精神科基準病床数は5,021床、既存病床が6,151床で1,130床過剰となっています。病床減少が今日の流れです。当初の移転計画では88床ほど減らす計画でしたが、新民間精神科病院を設置すれば1床の減少にしかありません。

以上